給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１号

鹿児島県鹿児島市西別府町122番地１
再生債務者　細田　孝志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月19日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２９年（再ロ）第２号

川崎市宮前区馬絹1364番地１　藤和宮崎台コープ　509
再生債務者　田中　英治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月23日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は平成29年６月20日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。
平成29年７月３日
千葉県千葉市中央区中央港１－13－１
千葉県ガス石油会館３階
千葉県石油厚生年金基金
代表清算人　石井　清

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は平成29年６月20日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。
１．代表清算人氏名　石井　清
２．住所　千葉県千葉市中央区中央港１－13－１
千葉県ガス石油会館３階
平成29年７月３日
千葉県石油厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するに致しました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十六日
掲載頁　三十五頁（号外第一二九号）
（乙）掲載紙　埼玉新聞
掲載の日付　平成二十九年六月一日
掲載頁　三頁
平成二十九年七月三日
埼玉県本庄市中央二丁目三番一〇号
（甲）株式会社五洲園
代表取締役　萩原　史夫
埼玉県本庄市中央二丁目三番一〇号
（乙）株式会社ウエディングパレス五洲園
代表取締役　萩原　史夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、また、乙は会社法第七八四条第一項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずにこの合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十二日
掲載頁　二七一頁（号外第一三三号）
平成二十九年七月三日
東京都千代田区麹町一丁目四番地四
（甲）株式会社ＬＩＦＵＬＬ
代表取締役　井上　高志
東京都千代田区麹町一丁目四番地四
（乙）株式会社レンターズ
代表取締役　加藤　哲哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議したので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終の貸借対照表は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十二日
掲載頁　四十一頁（号外第一二三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十二日
掲載頁　四十一頁（号外第一二三号）
平成二十九年七月三日
横浜市戸塚区戸塚町二七六八番地山一ビル
ＮＯ．３
（甲）シュームジャパン販売株式会社
代表取締役　太田　昭
横浜市戸塚区戸塚町二七六八番地山一ビル
ＮＯ３　（乙）シュームジャパン株式会社
代表取締役　太田　昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十五日
掲載頁　一〇九頁（号外第一二七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十五日
掲載頁　一一〇頁（号外第一二七号）
平成二十九年七月三日
大阪市東淀川区西淡路四丁目三番四号
（甲）アイケーシー株式会社
代表取締役　成瀬　基樹
福岡市博多区博多駅南一丁目九番八号
（乙）株式会社ベイ・フロント
代表取締役　成瀬　基樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　南信州新聞
掲載の日付　平成二十九年五月二十八日
掲載頁　八頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二日
掲載頁　七十九頁（号外第一一七号）
平成二十九年七月三日
長野県飯田市松尾明七七七〇番地一
（甲）株式会社ﾊﾔﾋｺｰ
代表取締役　宮澤　正二
長野県飯田市松尾明七七〇番地一
（乙）株式会社ﾊﾔﾋｺｰＣＯＭ
代表取締役　宮澤　正二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十五日
掲載頁　一〇九頁（号外第一二七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十五日
掲載頁　一一〇頁（号外第一二七号）
平成二十九年七月三日
大阪市東淀川区西淡路四丁目三番四号
（甲）アイケーシー株式会社
代表取締役　成瀬　基樹
福岡市博多区博多駅南一丁目九番八号
（乙）株式会社ベイ・フロント
代表取締役　成瀬　基樹